

事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト		
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課	
	関係部局・課	職業安定局高齢・障害者雇用対策部企画課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
	I	高齢者の雇用就業を促進すること

(2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
「70歳まで働ける企業」の普及・促進に向けて、各地域で開催するシンポジウムや広報活動等を通じて先進事例の提供や気運の醸成を図るとともに、70歳までの高齢者の一層の雇用に向けた取組み、高年齢者雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を図るための取組みを一体的に行う事業を事業主団体等に委託して実施する。				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	937

(3) 問題分析

①現状分析

我が国では、少子高齢化が急速に進展しており、平成16年から平成27年に労働力人口が約110万人減少することが見込まれている（「人口減少下における雇用・労働政策の課題」2005年7月、雇用政策研究会）。

一方、健康寿命が男女とも70歳を超え、60歳代後半層においても高い就労意欲がみられるとともに、「生活を維持するため」を就労理由とする60歳代後半層も就労者の過半数を占めている（「平成16年高年齢者就業実態調査」厚生労働省）。

また、平成24年には、いわゆる「団塊の世代」が65歳に到達し、60歳代後半における就労ニーズの高まりが見込まれる。

②問題点

我が国の経済社会の活力を維持していくためには、高齢者が意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず社会の支え手として活躍し続けることができるよう、その意欲と能力に応じた雇用機会の確保を図っていくことが急務となっているが、本年6月の60歳前半層の有効求人倍率が0.56倍（年齢計1.08倍）にとどまっているなど、高齢者を取り巻く労働市場の状況は、依然として厳しいものとなっている。

③問題分析

高齢者が意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず社会の支え手として活躍し続けることができるよう、意欲と能力があれば「70歳まで働ける」雇用機会の確保に向けた環境整備等を早急に進めていく必要がある。

また、改正高年齢者雇用安定法に基づき、平成18年4月1日から、すべての事業主に高年齢者雇用確保措置の実施が義務づけられたところであるが、例えば施行後の300人以上規模企業の実施状況を見ると、継続雇用制度を導入した企業のうち、約8割が希望者全員を対象とはしていない状況にある（厚生労働省職業安定局調べ）等にかんがみ、導入された高年齢者雇用確保措置の円滑な実施及びその充実を促進し、「70歳まで働ける企業」の推進を一層確かなものとしていく必要がある。

④事業の必要性

「70歳まで働ける」雇用機会の確保に向けた環境整備等を進めるため、各地域で開催するシンポジウム等を通じて、「70歳まで働ける社会」の実現に向けた提言や「70歳まで働ける企業」の先進事例等が広く国民に普及していくようにする必要がある。

また、70歳までの高年齢者の一層の雇用に向けた取組み、高年齢者雇用確保措置の円滑な実施・充実を図るための取組を事業主団体等が一体的に行うことを促進していく必要がある。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期			事業開始後順次			
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
セミナー等の参加企業から、「70歳までの雇用や高年齢者雇用確保措置の充実等の具体的な検討に役立つ」と回答を得た割合						
(説明)			(モニタリングの方法) 委託団体からの報告を当局にて集計。			
アウトプット指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
セミナー開催回数						

セミナー参加企業数					
(説明) セミナー参加企業数の目標値については、開催案内送付企業の8割が参加として設定	(モニタリングの方法) 委託団体からの報告を当局にて集計。				
参考指標 (過去数年度の推移を含む)	H13	H14	H15	H16	H17
(説明)	(モニタリングの方法)				

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無 (主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は、「70歳まで働ける」雇用機会の確保に向けた環境整備のための社会的な気運の醸成、理解促進を図るとともに、具体的な企業等の取組みを促進するものであり、先導的で高い公益性を有するものであることから、行政が関与する必要がある。			
国で行う必要性の有無 (主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は、70歳まで働ける社会の実現に向けた全国民的な理解の促進や、各地域の先進事例等の全国的な普及等により展開する必要があるものであり、国として積極的に事業の実施を図る必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 本事業は、「70歳まで働ける企業」の創出に向けて高い意欲を有する事業主団体等や、高齢者雇用問題に高度かつ専門的なノウハウを有する団体等へ委託するものを中心として実施するものである。			
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
(理由) いわゆる「団塊の世代」が定年年齢に達することから、これらの世代の定年退職後の安定した雇用の確保を図ることは、早急に取り組むべき行政課題である。			

(2) 有効性

政策効果が発現する経路
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国から委託を受けた団体等による全国でのシンポジウム及び普及セミナーの開催 → 企業、労働者等のシンポジウムへの参加 → 「70歳まで働ける企業」の普及・促進に向けた提言や「70歳まで働ける企業」の先進事例等の普及・浸透 ・ 国から委託を受けた事業主団体等によるセミナー及び企業に対する個別相談等の実施 → セミナー等への参加や個別相談による意識啓発、具体的なノウハウの提供等 → 企業の高年齢者雇用確保措置の充実や70歳までの高年齢者の一層の雇

用の実現に係る取組みを促進

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本事業の実施により、70歳まで働ける雇用機会の確保に向けた環境整備を推進することが可能となるとともに、その基盤となる60歳代前半層の安定した雇用の確保が一層促進される。

また、これらにより、高齢者が意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず社会の支え手として活躍し続けることができる環境の整備を進めることができる。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

高齢者の雇用対策については、経済情勢や産業構造の変化等が影響を及ぼす外部要因となる可能性がある。

(3) 効率性

手段の適正性

本事業は、高齢者雇用問題に高度かつ専門的なノウハウを有する団体等に委託して実施する部分と、「70歳まで働ける企業」の創出に向けて高い意欲を有する事業主団体等に委託して実施する部分を中心に構成されており、手段として適正である。

費用と効果の関係に関する評価

本事業は、上記のように高い事業効果をあげることが期待される事業主団体等への委託を中心として実施するものであり、また、高齢者が意欲と能力のある限り社会の支え手となり続けることができる環境整備に資するものであることから、一定の必要な経費で最大限の効果を得ることができるものである。

他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無

有

無

（有の場合の整理の考え方）

なし。

(4) その他

特になし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 「今後の高齢者雇用対策について」（平成 16 年 1 月労働政策審議会建議）において、「高い就労意欲を有する高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることを可能とし、もって我が国経済社会の活力の維持を図るためには、高齢者が意欲と能力のある限り活躍し続けることができる環境を社会全体で築き上げていくことが必要である。」とされている。
- 「人口減少下における雇用・労働政策の課題」（平成 17 年 7 月雇用政策研究会報告）において、「60 歳代後半層への雇用・就業支援の検討、さらに働く意欲がある限り働き続けることができる社会の構築に向けた検討を進める。」とされている。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

- 「高齢社会対策基本法」（平成 7 年 11 月 15 日法律第 129 号）第 9 条第 1 項において、活力ある社会の構築に資するため、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保することができるよう必要な施策を講ずることが国の責務とされている。
- 「再チャレンジ可能な仕組みの構築（中間取りまとめ）」（平成 18 年 5 月 30 日再チャレンジ推進会議）において「誰もが意欲と能力を活かして働ける全員参加型社会の実現を図るため、本年 4 月に施行された改正高年齢者雇用安定法に基づき、65 歳まで働ける労働市場の整備を早期に実現することに加え、企業の事例収集、相談援助、情報提供を行うことにより、「70 歳まで働ける企業」の普及促進を進め、最終的には定年制のない「いくつになっても働ける社会」を目指す。」とされている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし

⑤会計検査院による指摘

なし